

医療法人財団博仁会横田病院における看取りに関する指針

1 基本的な考え方

- (1) 意思決定の前提として、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行います。
- (2) (1) を前提とし、本人による意思決定を基本とします。
- (3) 本人への意思確認ができない場合には、家族等による推定意思を尊重します。
- (4) 家族等が本人の意思を推定できない場合には、家族等と十分に話し合い、本人にとって最善の方針を取ることを基本とします。
- (5) 家族等がいない場合及び家族等が判断を主治医等医療・ケアスタッフに委ねる場合には、本人にとって最善の方針を取ることを基本とします。
- (6) 本人及び家族等の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人及び家族等が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を行います。

2 多専門職の連携を前提とした医療・ケアスタッフの役割について

- (1) 院内の多専門職種との連携により、医療・ケアスタッフ（以下スタッフ）を構成します。
- (2) 医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、スタッフによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
- (3) スタッフは、可能な限り疼痛やその他の不快な症状の緩和に努め、本人及び家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。

3 外部専門家への協力について

- (1) 当院は本人または家族等の同意を得た上で、外部の専門家を交えた話し合いの場を設ける場合があります。

4 記録について

- (1) 話し合った内容はその都度文書にまとめておきます。

5 積極的な安楽死について

- (1) 生命を短縮させる意図をもつ積極的な安楽死は、本人または家族等の意思であっても行いません。

2018年7月31日

医療法人財団博仁会常務理事会にて策定